

## VJAギフトカード取扱規約（加盟店規約追加）

### 第1条（VJAギフトカード取扱店）

本規約を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に取扱いを申込み、当社が加盟店規約（以下「原規約」という）に定める信用販売の種類に追加して、本取扱いを認めた加盟店をVJAギフトカード取扱店（以下「取扱店」という）とします。

### 第2条（信用販売）

取扱店は、使用者が当社の発行するVISAギフトカード及びVJAギフトカード（以下「ギフトカード」という）を提示して、物品の販売、サービスの提供、その他取扱店の営業に属する取引を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用販売を行うものとします。

### 第3条（信用販売の方法）

1. 取扱店は、使用者からギフトカードの提示による信用販売の要求があった場合、当社から予め送付されているギフトカード見本と照合し、当該ギフトカードの真偽、有効性を確認のうえ、当該信用販売額と当該ギフトカード券面額とが相当額であれば信用販売を行うものとします。なお、不足額が生じた場合は、使用者が原規約に定めるクレジットカードの提示による信用販売または現金にて当該不足額を調整するものとします。
2. 前項の信用販売の際、売上票の作成、使用者の署名徴求、承認番号に関する事務は一切不要とします。但し、不足額の調整についてクレジットカードを利用した場合、その利用分についてはこの限りではありません。
3. ギフトカードの券面額は、500円券、1000円券、5000円券、10000円券の4種類とします。
4. 取扱店は、第1項の信用販売により受領したギフトカードの切取り部分を切り離して再利用できないようにし、裏面に加盟店番号、加盟店名を記入するものとします。
5. 取扱店は、明らかに偽造・変造と認められるギフトカードの提示を受けた場合、当該ギフトカードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。

### 第4条（ギフトカードの有効性）

ギフトカードの切取り部分が分離または失われているものは無効とします。

### 第5条（提出及び支払方法）

1. 取扱店は、第3条に基づく信用販売により取得したギフトカードを集計し、当社所定の売上集計票を添付のうえ、当社宛に送付して提出するものとします。
2. 当社の締切日及び取扱店への支払方法は、次の通りとします。

（2010年9月改定）

- (1) 毎月 15 日と月末に締切り、15 日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月 15 日に支払うものとします。
- (2) 前号の支払いは、各支払日における合計額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が 15 日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。

#### **第 6 条（当社の提携会社発行のギフトカード取扱い）**

取扱店は、日本国内国外を問わず、当社と現在提携もしくは将来提携する会社が発行するギフトカードのうち、当社が指定したものについてのみ取扱うものとします。

#### **第 7 条（種類及び様式等の変更）**

ギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合、当社は取扱店に対して、新しいギフトカードを発行する 1 ヶ月前までに説明書と見本を添えて通知するものとします。

#### **第 8 条（解約）**

1. 取扱店または当社は、書面により 3 ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、原規約が失効された場合、本契約は終了し、その効力を失うものとします。

#### **第 9 条（準用規定）**

本規約に定めのない事項については、原規約の定めるところに準ずるものとします。

以上

(2010 年 9 月改定)